

**京都市水洗便所築造工事資金貸付規程に基づき貸し付ける資金に係る
延滞金の特例に関する要綱**

(昭和 52 年 10 月 31 日管理者決裁、平成 28 年 8 月 31 日改正、令和 3 年 4 月
1 日改正)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、京都市水洗便所築造工事資金貸付規程（以下「規程」という。）第 5 条第 4 項本文に規定する貸付金の償還額に係る延滞金に関し、同項ただし書の規定に基づき特別の取扱いをすることについて、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、規程において使用する用語の例による。

(延滞金の免除)

第 3 条 管理者は、借受人が貸付金を当該償還期限までに償還できなかったことについて、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該償還額に係る延滞金を免除することができる。

- (1) 借受人又はその者の属する世帯が生活保護法第 2 4 条第 3 項による保護の決定を受けている場合
- (2) 借受人及びその者の属する世帯の構成員の全部について市町村民税（特別区民税を含む。）が課税されていない場合又は全額免除されている場合
- (3) 借受人が死亡又は行方不明の場合
- (4) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難であると認められる場合
- (5) その他管理者が特に必要と認める場合

(申請)

第 4 条 延滞金の免除を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 延滞金免除申請書（様式第 1 号）
- (2) 延滞金の免除を申請する理由を証する書類
- (3) その他管理者が必要と認めるもの

(免除の承認等)

第 5 条 管理者は、前条の申請があったときは、これを審査し、同条各号に掲げる書類が事務所に到達した日から起算して 2 0 日以内に、延滞金の免除の承認又は不承認を決定するものとする。

2 前項の規定による承認の決定をしたときは、その旨を延滞金免除承認通知

書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 3 第1項の規定による不承認の決定をしたときは、その理由を付してその旨を延滞金免除不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（決定の取消し等）

第6条 管理者は、前条第1項の規定による免除の承認を決定した者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消し、管理者が指定する期限までに、当該延滞金の納入を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により延滞金の免除を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) その他規程及びこの要綱に違反したとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱第4条第1号の規定による延滞金免除申請書は、当分の間、従前の様式のものによることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(様式第 1 号)

水洗便所築造工事資金貸付に係る延滞金免除申請書

年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

(申請者) 住所

氏名

電話

水洗便所築造工事資金貸付に係る延滞金について、下記のとおり免除を受けたいので申請します。

記

1 整理番号 _____

2 申請理由 (いずれかに○)

- (1) 生活保護 (2) 市町村民税非課税 (3) 借受人が死亡又は行方不明
(4) 災害等 (5) その他

3 申請理由の詳細

4 免除を申請する延滞金の詳細

回数 (回)	償還期限		償還金額 (円)	延滞金 (円)	回数 (回)	償還期限		償還金額 (円)	延滞金 (円)
	年	月				年	月		

合 計	償還金額	円	延滞金	円
-----	------	---	-----	---

(様式第2号)

水洗便所築造工事資金貸付に係る延滞金免除承認通知書

年 月 日

様

京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日付けで申請のあった水洗便所築造工事
資金貸付に係る延滞金については、下記のとおり免除することを決定しました
ので通知します。

記

免除する額 円 (詳細は以下のとおり)

[illegible]

(様式第3号)

水洗便所築造工事資金貸付に係る延滞金免除不承認通知書

年 月 日

様

京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日付けで申請のあった水洗便所築造工事
資金貸付に係る延滞金については、下記の理由により免除しないことを決定し
ましたので通知します。

記

理由

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市公営企業管理者上下水道局長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市公営企業管理者上下水道局長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。